

吸收分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2020 年 3 月 26 日

古河電気工業株式会社

吸收分割に係る事前開示書面（変更）

2020年3月26日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

代表取締役社長 小林 敬一



当社は、2020年2月1日付でエセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社（以下「承継会社」という。）との間で吸收分割契約（以下「本件分割契約」といい、本件分割契約に基づき行う吸收分割を「本件分割」という。）を締結し、2020年2月21日付で会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づく事前開示を行いましたが、2020年3月26日付で本件分割の効力発生日の変更に係る覚書を締結したことに伴い、本件分割に係る事前開示書面に変更が生じましたので、会社法施行規則183条第7号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は本件分割に係る事前開示書面の項目番号と対応しております。

記

1. 吸收分割契約の内容（会社法第782条第1項）

以下の事項を追加いたします。

「当社は、本件分割の効力発生日を変更するため、2020年3月26日付で、承継会社との間で本件分割に係る吸收分割契約変更の覚書を締結いたしました。内容は別紙「覚書」のとおりです。」

以上



覚書

古河電気工業株式会社（以下「甲」という。）及びエセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社（以下「乙」という。）は2020年2月1日付吸収分割契約書（以下「原契約」という。）を次の通り変更することに合意し、覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条 甲及び乙は原契約第6条第1項但し書きに基づき同条同項の「本効力発生日」を2020年4月1日から2020年10月1日に変更する。

第2条 甲及び乙は本覚書に記載なき事項は原契約に定めるところから変更のないことを確認する。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙それぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2020年3月26日

甲：東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河電気工業株式会社

代表取締役社長 小林 敬一



乙：東京都千代田区内神田二丁目16番8号

エセックス古河マグネットワイヤジャパン株式会社

代表取締役社長 前川 幹衛

